

評価書（個票）

法人名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	担当課 (担当課長)	労働基準局安全衛生部 計画課 (計画課長 秋山伸一)
根拠法令等	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条、第36条	類型	特別民間法人
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体法に基づき設立された。		
事務・事業の内容	① 労働災害防止規程の設定 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査及び広報 ⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務		
事務・事業の目的	港湾貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、港湾貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。		
関連する政策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）		
関連する業績指標	労働災害による死亡者数、労働災害による死傷者数（休業4日以上）		
指標の目標値等	労働災害による死亡者数：929（平成29年） 労働災害による死傷者数（休業4日以上）：101,639（平成29年）		
法人の事務・事業の実績	○実績（平成27年度） ① 労働災害防止規程の設定 — ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・パトロール指導、個別事業場に対する指導、集団指導等 ・合計1,197回（延べ3,006事業場、9,419名）実施。 【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 — ④ 労働者の技能に関する講習（・各種教育） ・各総支部：合計年間445回（参加者数9,426名） ・本部：経営者、管理者向けの安全衛生関係のセミナー等 年間17回（参加者数759名）実施		

	<p>⑤ 情報及び資料の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港湾安全衛生管理必携」(2000部)を作成し、安全衛生の各種対策、労働災害の状況、安全の見える化等について情報の提供 ・各種図書の刊行頒布、ホームページ等による情報提供 <p>⑥ 調査及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業場で発生した災害の報告を集計・分析。 ・機関誌「港湾災防」(4,200部)を毎月発行。 <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務</p> <p>—</p>
	<p>○事業収入(平成27年度)</p> <p>① 労働災害防止規程の設定</p> <p>—</p> <p>② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・107,064千円 <p>③ 機械及び器具についての試験及び検査</p> <p>—</p> <p>④ 労働者の技能に関する講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・149,703千円 <p>⑤ 情報及び資料の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・39,581千円 <p>⑥ 調査及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・32,680千円 <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・255,614千円
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等</p> <p>※別紙のとおり</p>

法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）

港湾貨物運送業については、労働者の減少に伴い、災害件数そのものは減少傾向にあるが、その災害の内訳を見ると重篤な労働災害につながる「墜落・転落」災害が、災害件数の3割を占めるなど、引き続き災害防止の推進が必要であり、死亡災害については増加している（平成27年）。

このような状況においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないもの考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。

平成23年11月21日

労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会

指摘事項（要約）

【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。

→主な取組状況

- ・理事数の削減等、理事の在り方について検討した。
- ・理事数の削減に代わる措置として、実務責任者で構成する業務委員会において、緊急の課題に迅速に対処することとした。
- ・業務委員会の運営強化を図るため、行政との意見交換会において、行政施策との連携や行政との情報交換等を積極的に行った。

【支部】各業種別団体については、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。

→主な取組状況

- ・定期業務報告、経理状況報告等の都度、必要に応じ、本部より該当支部に対して個別指導を行った。
- ・定期報告に基づき年2回書面、通信指導を実施した。また、総支部・支部事務局主管者会議等を開催した。
- ・数年サイクルで全総支部を対象として監査を実施することとした。

【会費】会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。

→主な取組状況

- ・会費等収入に基づく協会事業の実施内容を総代会に報告し、全会員に事業計画を送付するとともに、毎月協会機関誌において全会員に対し事業活動状況等を周知した。
- ・全会員を対象に協会の事業についてのアンケートを実施し、その結果を会員事業場に周知した。
- ・外部有識者及び会員事業場の代表より構成される評価委員会による協会事業全般に関する評価を受け、その結果について会員事業場に周知した。
- ・協会事業の効果をホームページで広報する準備を進める。

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・事務室借上げ面積を縮減し、経費削減を行った。
- ・競争入札の徹底、事務経費の節約等により業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を継続した。
- ・外部有識者等で構成される契約監視委員会を今後も毎年開催することとしている

	<p>【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。</p> <p>参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCA サイクルにより継続的に事業を改善する。</p> <p>研修等の各種事業を単に HP 等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員に対してアンケート調査を実施し、年度事業計画に反映した。 ・ 労働災害削減目標を策定し、各総支部に周知した。また、支部から、死亡災害は発生の都度、休業4日以上災害は四半期毎に報告を求めた。 ・ 年間事業計画の策定にあたっては、各総支部の意見を聴取し、各総支部、支部では、本部策定の年間事業計画を踏まえつつ、各地域の実情に合わせ事業計画を自主的に策定している。 ・ PDCA サイクルによる事業実施を行い、外部有識者等により構成される評価委員会による事業評価を受け、その結果を次年度の事業計画の策定に反映するとともに、評価結果を会員事業場に周知する <p>【防災規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場パトロール等により防災規程の遵守を指導した。 ・ 安衛法の改正を踏まえ、検討委員会において防災規程の変更の検討を行っている。 <p>【安全衛生調査研究活動】各防災団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。</p> <p>(独) 労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理監督者を対象としたセミナーで、(独) 安衛研の研究者による研究者の視点からの講演を行った。 ・ 行政及び各防災団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した。(平成26年12月16日、平成27年5月14日、平成27年7月29日、平成28年1月29日)
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体の設立の根拠法令である労働災害防止団体法については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和39年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各労働災害防止団体が昭和39年に設立された。</p> <p>港湾貨物運送業については、労働者の減少に伴い、災害件数そのものは減少傾向にあるが、その災害の内訳を見ると重篤な労働災害につながる「墜落・転落」災害が、災害件数の3割を占めるなど、引き続き災害防止の推進が必要であり、死亡災害については増加している(平成27年)。</p> <p>このような現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えます。</p>

	<p>●事務・事業の妥当性・有効性</p> <p>労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。</p> <p>特に、経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないこと等から、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。</p> <p>国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、労働災害防止団体にに基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、労働災害防止団体ににより「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の適格性（業務効率、能力等） <p>労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動であるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、労働災害防止団体ににより活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人の様な国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。</p> <p>このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>労働災害は長期的には減少してきているものの、港湾貨物運送業については、労働者の減少に伴い、災害件数そのものは減少傾向にあるが、その災害の内訳を見ると重篤な労働災害につながる「墜落・転落」災害が、災害件数の3割を占めるなど、引き続き災害防止の推進が必要であり、死亡災害については増加している。このように労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。</p>

	<p>今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。</p>
備考	

○事務・事業の構造等（平成27年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成27年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成27年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (平成27年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
事務・事業の構造等（平成27年度）	①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項 ・ハトロール指導 ・個別事業場に対する指導、集団指導等 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第1項第2号	107	合計		107		-
			国費	安全衛生管理活動経費	2	-	-
			国費	労働災害特別活動経費	45	-	-
			国費	集団指導経費及び個別指導経費	45	-	-
			自己収入	会費収入	15	-	-
事務・事業の構造等（平成27年度）	①労働者の技能に関する講習 ・各総支部で実施 ・本部において、経営者、管理者向けの安全衛生関係のセミナー等を実施。 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第2号	84 (人件費除く)	合計		149		-
			国費		-	-	-
			自己収入	事業収入	149	-	-
事務・事業の構造等（平成27年度）	①情報及び資料の収集及び提供 ・「港湾安全衛生管理必携」を作成 ・安全衛生の各種対策、労働災害の状況、安全の見える化等について情報提供 ・各種図書の刊行頒布 ・ホームページ等による情報提供 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第3号	67 (人件費除く)	合計		39		-
			国費		-	-	-
			自己収入	事業収入	39	-	-
事務・事業の構造等（平成27年度）	①調査研究及び広報・普及 ・会員事業場における災害の集計・分析 ・機関誌の発行 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第4号	50 (人件費除く)	合計		32		-
			国費		-	-	-
			自己収入	事業収入	32	-	-
事務・事業の構造等（平成27年度）	①上記の業務に附帯する業務 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第5号	391 (人件費含む)	合計		255		-
			国費		-	-	-
			自己収入	会費収入 事業外収入ほか	197 58	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<平成27年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計	
		特別会計	労働保険特別会計
		109	109
	(補助事業) 労働災害防止対策費	109	109

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。